

令和7年度高知県警察嘱託警察犬審査会審査要領  
～受審資格及び条件～

1 受審犬

- (1) 高知県内在住者の所有犬で、~~所有者が日本警察犬協会、一般社団法人ジャパンケネルクラブ等の公認団体の会員であり、かつ、その会員が所属する公認団体への登録犬であること。~~
- (2) 狂犬病法に定める「犬の登録」・「狂犬病予防注射」を行い、これを証明する鑑札の交付又はマイクロチップの登録及び注射済票の交付を受けていること。
- (3) 令和4年6月1日以降に取得した犬については、マイクロチップの装着及び登録をしていること。
- (4) 伝染病等の疾病にかかっていない犬であること。
- (5) 咬癖のない犬であること。
- (6) 犬種は問わない。

2 指導手

- (1) 高知県内在住の~~公認訓練士若しくは訓練助手又は出場する犬の所有者~~であること。
- (2) 18歳以上（学生は不可）であること。
- (3) 警察犬を使役する技能及び体力を有すること。
- (4) 警察活動に協力する意思があり、要請に応じて出動可能であること。
- (5) 反社会的勢力との関わり合いがないこと。

3 多段階審査の実施

本審査は、予備審査（服従科目）、第一次審査（足跡追及科目・臭気選別科目・地域搜索科目）、第二次審査（火薬類等搜索科目）の多段階審査とする。

予備審査に合格した犬及び指導手のみ第一次審査の受審資格を得ることができるものとし、さらに第一次審査のいずれかの科目を合格した犬及び指導手のうち、希望する者は、第二次審査の受審資格を得ることができるものとする。

4 その他

- (1) 審査順番は、当日抽選で決定する。ただし、発情犬は審査の最後に実施するので牝犬については、発情の有無を申告すること。
- (2) 審査上の留意事項は、当日口頭で説明する。
- (3) 指導手は、受付で背番号を受領し、以後係員の指示に従うこと。

令和7年度高知県警察嘱託警察犬審査会審査要領

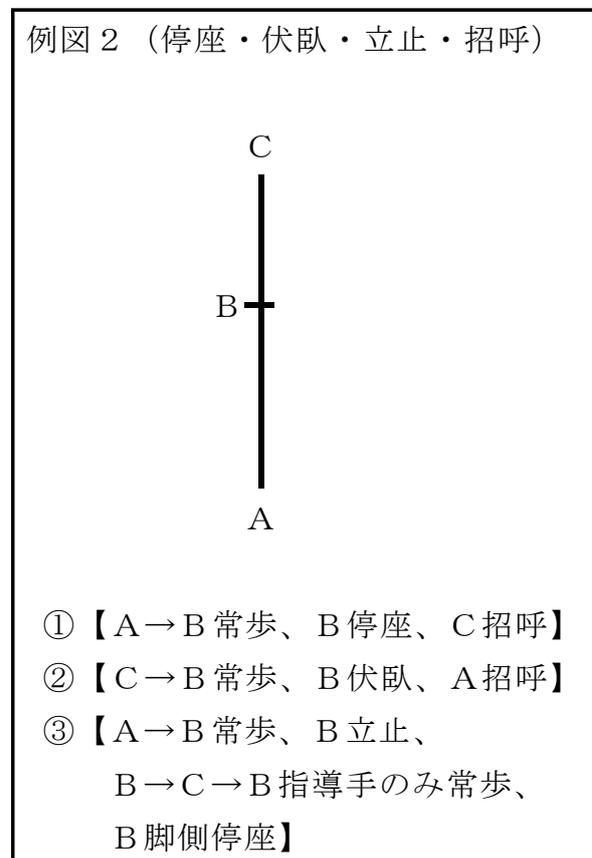
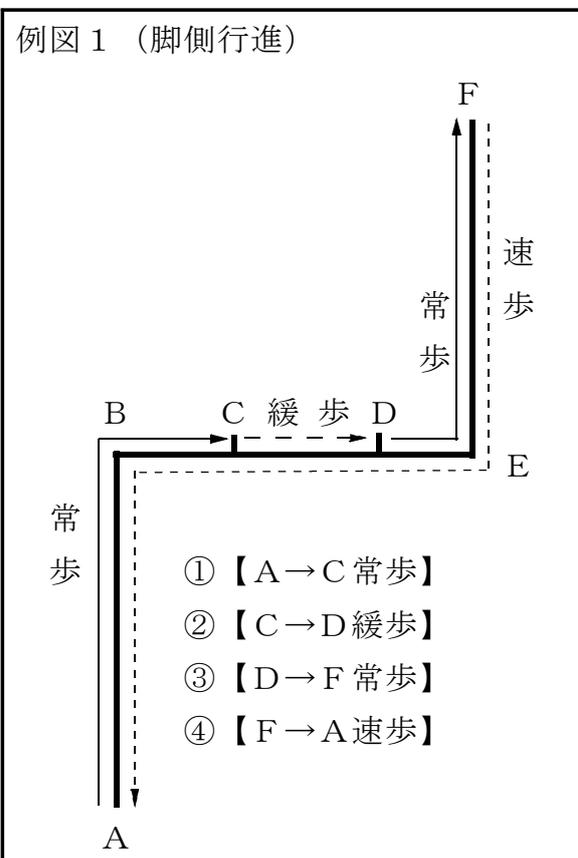
～予備審査：服従科目～

1 審査内容

- (1) 脚側行進（常歩・緩歩・速歩）
- (2) 停座
- (3) 伏臥
- (4) 立止
- (5) 招呼
- (6) 停止（休止）
- (7) その他、現場活動において必要と認める服従

2 実施要領

- (1) 指導手は、犬を伴い指定場所につき、犬に脚側停座させ引き紐を外し、紐を肩にかけるか、たすきがけにして、審査員に受審番号、犬名、指導手名を申告する。
- (2) 審査員の指示により、脚側行進を実施する。（例図1）
- (3) 審査員の指示により、停座・伏臥・立止・招呼を実施する。（例図2）
- (4) 審査員の指示により、犬に停止を命じ、約2分間犬をその場に留まらせる。その間、審査補助者により適宜誘惑を行う。（犬の姿勢は任意で事前申告）



## 令和7年度高知県警察嘱託警察犬審査会審査要領

### ～第一次審査：足跡追及科目～

#### 1 審査コース

審査コースは当日審査会開始前に発表する。

#### 2 審査コース構成

- (1) コースは、直線、鈍角、直角、曲線等を組み合わせて構成する。
- (2) コースの印跡は、常歩又は足踏み等で行う。
- (3) コースの印跡は、場所的な関係により同一場所で、2回以上使用する場合があります。
- (4) 遺留品は、印跡者の臭気を付着させたものとし、原則として出発地点、コース線上、最終地点に設置する。
- (5) 地形又は自然現象若しくは善意の第三者による偶発的な印象等の誘惑が生じた場合があっても、コースの変更は原則として行わない。

#### 3 実施要領

- (1) 指導手は、係員の指示する場所で待機し、審査員の指示で所定の位置に着く前に、受審番号、犬名、指導手名を審査員に申告する。
- (2) 作業は、会場で印跡終了後10分経過してから開始する。
- (3) 探索紐の脱着は、指導手の判断で行い任意とするが、探索紐の長さは5 m以上とし、探索紐を放すか把持するかは自由とする。
- (4) 指導手は、審査員の指示により遺留品を嗅がせ「嗅げ」、「捜せ」等の命令を与え、進行方向を指示することなく足跡を追及させる。
- (5) 犬の活動中、指導手の追従は自由であるが、その間隔は5 m以上を保つこと。
- (6) 活動中の犬に対する誘導は、禁止する。
- (7) 指導手は、犬が第一遺留品を発見した動作を確実に示したら、審査員の指示により速やかに犬のもとに行き、その遺留品を受け取り、再び同地点から追及を命じ、最終地点の遺留品を捜索させる。  
犬が最終地点の遺留品を発見した動作を確実に示したら、審査員の指示により遺留品を受け取り、発見した遺留品全部を審査員に示して終了する。
- (8) 作業時間は5分とする。  
なお、この時間は出発地点で犬に原臭を嗅がせ始めてから、最終遺留品の発見動作を確実に示したときまでとする。
- (9) 審査員は、作業時間が経過した場合又は犬が指定のコースを大幅に逸脱した場合若しくは追及意欲がないと判断した場合は、追及作業を中止させる。
- (10) 次の指導手は指定場所で待機する。

## 令和7年度高知県警察嘱託警察犬審査会審査要領

### ～第一次審査：臭気選別科目～

#### 1 事前準備

- (1) 選別台は、2台設置し、牡・牝別々に実施する。
- (2) 原臭物品及び配列物品（以下「選別物品」という。）は移行臭とする。  
なお、臭気付着日数は同程度とし、各々チャック式のポリエチレン袋に保管して係員の臭気が付着しないようピンセット等を使用して取り扱う。
- (3) 出発点から選別台までの間は10mとし、選別台から3m付近に白線を引く。

#### 2 審査構成

- (1) 臭気選別審査は、第一審査と第二審査で構成する。  
第一審査は、有回答選別を4回実施し、「3回成功」及び「2回成功2回不持来」までを第二審査に出場させる。  
第二審査は、有回答選別3回、ゼロ回答選別1回の合計4回で実施する。
- (2) 選別物品は、縦約20cm×横約15cmの「木綿布」を使用する。
- (3) 犬に原臭物品を嗅がせ、選別台に置いた対象物品1片、誘惑物品4片の中から原臭と同一臭気の付着する対象物品1片を持来させる。  
なお、ゼロ回答選別を実施することがあり、配列物品を持来しなくても良い場合がある。
- (4) 指導手は、犬が選別台から3m内（白線内）に入っている間の犬に対する誘導と声符、視符は一切禁止する。  
ただし、犬が逃避した場合は、招呼しなければならない。
- (5) 実施時間は、1分間とし、指導手が原臭を受け取ってから犬が持来した配列物品を受け取るまでとする。

#### 3 実施要領

- (1) 指導手は、係員の指示する場所で待機し、審査員の指示で所定の位置に着く前に、審査員に受審番号、犬名及び指導手名を申告すること。
- (2) 指導手は、係員が選別台に物品を設置中は、出発点において選別台に背面で待機し、審査員の指示で正面に復した後、原臭を犬に嗅がせて「捜せ」、「もって来い」等の命令を与えて出発させる。
- (3) 指導手は犬が持来した配列物品を受け取り、審査員に見せて点検を受ける。

## 令和7年度高知県警察嘱託警察犬審査会審査要領

### ～第一次審査：地域搜索科目～

#### 1 搜索範囲の設定

- (1) 搜索範囲は、50m×35mとし、外周をマーキングする。
- (2) 搜索対象は仮想建造物、車輛、アラートボックス、テント、会場に元来ある建物や自然物等で人や物が隠れられるものとする。
- (3) 搜索範囲の一部に指導手行動エリアを設ける。
- (4) 搜索対象は指導手行動エリアから5m以上離して設置する。
- (5) 搜索対象の数、搜索対象者・搜索対象物の数は全受審犬で同数とする。
- (6) 会場の規模により、搜索対象者は受審犬ごとに変更する場合がある。
- (7) 搜索対象者の他に、ダミー人物を数名配置する。
- (8) 搜索対象者の臭気が付着した物品（着衣等）を搜索範囲内に設置する。

#### 2 審査構成

- (1) 搜索時は、犬の搜索紐を放すこと。
- (2) 搜索開始位置は指導手行動エリア内の任意の位置とする。
- (3) 開始時は必ず原臭を犬に嗅がせ、搜索対象者の搜索を犬に意識させること。
- (4) 原臭は、時間内であれば、何度でも犬に嗅がせることができるものとする。
- (5) 指導手は指導手行動エリア内から犬を遠隔指導し、搜索中に指導手行動エリア内を移動してもよいが、審査員の指示無く指導手行動エリア内から出てはならない。犬は、指導手行動エリア内に入ってもよい。
- (6) 声符・視符を併用してもよい。
- (7) 搜索制限時間は搜索開始地点において、指導手が犬に搜索を命じた時点から10分間とする。ただし、犬の搜索意欲が継続しているなど審査員が必要と判断した場合は延長することができる。
- (8) 犬が搜索対象者及び搜索対象物を発見したときの告知動作は、指導手の命令なく停座、伏臥、咆哮のいずれかとし、搜索対象者及び搜索対象物等、発見毎に統一することが望ましい。告知動作は、確実に搜索対象者（物）の特定ができる位置であること。
- (9) 搜索範囲の外へ犬が出た場合、直ちに搜索範囲に戻さなければならない。
- (10) 犬を呼び戻しての再スタートは、制限時間内であれば、回数制限は問わない。
- (11) 全ての搜索対象者（物）を発見しなければならない。
- (12) 審査終了は審査員が判断するため、指示があるまでは搜索を続けること。

#### 3 実施要領

- (1) 指導手は、係員の指示する場所で待機し、審査員の指示で所定の位置に着

く前に、審査員に受審番号、犬名、指導手名を申告すること。

このとき、犬が発見した時の告知動作の内容（停座、伏臥、咆哮等）を伝えること。

- (2) 審査員の指示により、指導手は犬と共に指導手行動エリア内の搜索開始位置へ移動する。
- (3) 搜索開始位置において、犬に脚側停座させ紐を外し、紐を肩にかけるか、たすきがけにするなど、紐を収納する。
- (4) 審査員の指示により、指導手は犬に搜索を命じ、搜索を開始する。
- (5) 犬が搜索対象者（物）を発見し告知動作をとれば、指導手は挙手し、審査員に発見を伝える。審査員の指示により犬の元へ行き、咆哮の場合は停座か伏臥をさせる。

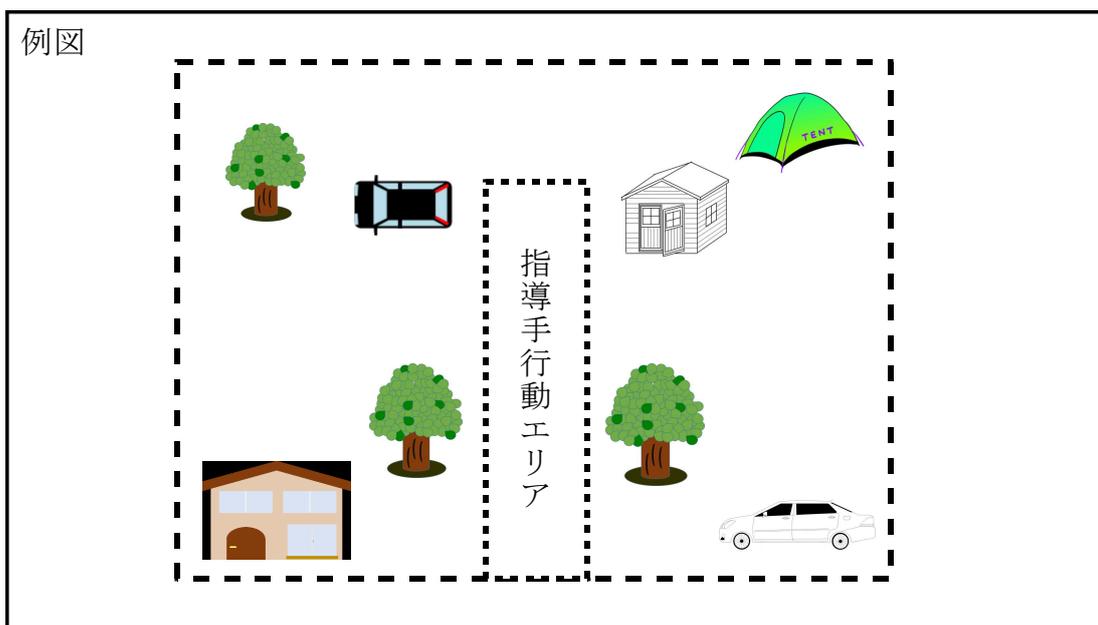
搜索対象者（物）であった場合、審査員の指示により、審査補助者が搜索対象者（物）を搜索範囲外に出し、告知場所の搜索対象は開放し臭気を散逸させる。

搜索対象者（物）ではなかった場合、審査員の指示により、審査補助者が搜索対象者（物）がないことを確認し、告知場所の搜索対象は開放する。

審査補助者の確認作業の間、犬と指導手はその場から離れ待機する。この時、任意の方法で犬を褒めることができる。

なお、確認作業中は、制限時間のタイマーは停止する。

- (6) 引き続き搜索を行う場合は、審査員の指示により開始する。  
その場から開始（指導手は速やかに指導手行動エリア内に戻る）するか、指導手行動エリア内に犬と共に戻り開始してもよい。
- (7) 審査員の終了の合図があれば、速やかに犬を呼び戻し紐をつけて終了する。



令和7年度高知県警察嘱託警察犬審査会審査要領  
～第二次審査：火薬類等搜索科目～

1 搜索範囲の設定

- (1) 搜索範囲は、外周をマーキングする。
- (2) 搜索対象は仮想被疑者、仮想建造物、車輛、ベンチ、テント、会場に元々ある建物や自然物等で搜索対象物を隠匿できるものとする。
- (3) 搜索対象の数、搜索対象物の数は全受審犬で同数とする。
- (4) 搜索対象物の他に、ダミー物品を数個配置する。
- (5) 搜索対象物は火薬類臭気とし、白布に臭気を付着させ、穴あき缶等に収納したものであり、隠匿状況は環境等の条件によって変更するものとするが、搜索対象物が目視不可能な状況にする。

2 審査内容

搜索対象物（火薬類臭気）をベンチ下や車輛等へ設置または審査補助者の所持等により隠匿する。

犬の臭気活動により搜索対象物を発見できるか否か、また発見後、危険無く告知動作をとれるか否かを審査する。

3 審査構成

- (1) 搜索時は、犬の搜索紐を外すか把持するかは自由とする。
- (2) 搜索開始位置は、審査員が指定した場所とする。
- (3) 搜索制限時間は、搜索開始地点において、指導手が犬に搜索を命じた時点から10分間とする。ただし、犬の搜索意欲が継続しているなど審査員が必要と判断した場合は延長することができる。
- (4) 声符・視符による犬への指導は認めるが、過度な誘導やコントロールは禁止する。
- (5) 犬が搜索対象物を発見したときの告知動作は、指導手の命令なく停座、伏臥、咆哮等のいずれかとし、告知動作は、確実に搜索対象物の特定ができる位置であること。
- (6) 犬及び指導手は、搜索対象物及びその隠匿場所に触れてはならない。
- (7) 全ての搜索対象物を発見しなければならない。
- (8) 制限時間内であれば、搜索対象への犬の反応を何度でも確認できるものとする。
- (9) 搜索紐を放しており搜索範囲の外へ犬が出た場合、直ちに搜索範囲に戻さなければならない。
- (10) 審査終了は審査員が判断するため、指示があるまでは搜索を続けること。

4 実施要領

(1) 指導手は、係員の指示する場所で待機し、審査員の指示で所定の位置に着く前に、審査員に受審番号、犬名、指導手名を申告すること。

このとき、犬が発見した時の告知動作の内容（停座、伏臥、咆哮等）を伝えること。

(2) 搜索開始地点において、指導手は、受審犬と共に搜索範囲側に背を向け、審査員の指示があるまで待機すること。

(3) 審査員の指示により、指導手は犬と共に搜索範囲側に向き、犬に搜索を指示し、搜索を開始する。このとき、搜索紐を外す場合は搜索開始前に外して、犬に指示を出すこと。

(4) 犬が搜索対象物を発見し告知動作をとれば、指導手は挙手し、審査員に発見を伝える。この時、犬及び指導手は搜索対象物及びその隠匿場所に触れてはならない。

搜索対象物であった場合、審査員の指示により、審査補助者が搜索対象物を搜索範囲外に出し、告知場所の搜索対象は開放し臭気を散逸させる。

搜索対象物ではなかった場合、審査員の指示により、審査補助者が搜索対象物がないことを確認し、告知場所の搜索対象は開放する。

審査補助者の確認作業の間、犬と指導手はその場から離れ待機する。この時、任意の方法で犬を褒めることができる。

なお、確認作業中は、制限時間のタイマーは停止する。

(5) 引き続き搜索を行う場合は、審査員の指示により開始する。

(6) 審査員は、作業時間が経過した場合又は犬の搜索意欲がないと判断した場合は、作業を中止させる。